

【 児童虐待について 】

(五) 児童虐待について

次に、児童虐待についてであります。

先月、国が公表した、令和3年の犯罪情勢によると、児童虐待の疑いがあるとして警察が児童相談所に通告した件数は、前年比、約1,000件増の10万8,000件を記録し、検挙件数も2,170件に上がっています。

本道においても、令和2年度に道内の児童相談所に寄せられた相談件数は、札幌市を含め6,256件で、心理的虐待が全体の65%以上を占め、身体的虐待も約2割に上がっており、児童虐待の防止は喫緊の課題となっています。

国では、虐待対策や家庭支援に専門性を持つ新たな資格の創設や、親権者の懲戒権の廃止、体罰や子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止の明文化などが検討されています。

道ではこれまで、関係機関によるネットワークの推進事業や児童相談所の体制整備、警察との情報共有などに取組んできていますが、コロナ禍による生活環境の変化によって顕在化しにくくなっているとも言われています。

道は、児童虐待の未然防止・早期発見に向けて、今後、どのように取組んでいくのか、伺います。

(答弁：知事 鈴木直道)

- ・道では、増加し続ける児童虐待に対応するため、児童福祉司の大幅な増員、実践的なカリキュラムに基づく研修を通じ、職員の専門性や対応能力の向上、市町村支援を専掌する児童福祉司の配置などに取組んできたところ。
- ・こうしたことに加え、新年度においては、SNSを活用した全国一律の相談支援システムの運用開始、新たに各児童相談所に保健師を配置し、子どもの健康や発達面からのアセスメントや保健指導、障がいのある子や虐待を受けた子どもの家庭に対する支援などに取組むこととしており、
- ・市町村をはじめとする地域の関係機関との緊密な連携のもと、児童相談所が中心となって地域の見守り体制の一層の充実を図り、児童虐待の防止に万全を期してまいります。